

人権作品最優秀作品

恋心
性別同じ
それでもいい
草津小学校 五年

山住 莉子 親子
常盤こども園 四歳児
草津小学校 五年

岩田 元貴
新堂中学校 一年

ぎゅーしろう
こころもからだも
ほっとする

標語の部

作文の部

一言目の勇気を

玉川中学校 二年 末岡 七鈴菜

詩の部

志津小学校 五年 樋垣 柚奈

私は小学生の頃、人と話すのが苦手でした。家族とは楽しく話すことができるのに、クラスの子とは全然上手く話せませんでした。今考えると、話しかけられたら上手に返せていたので、自分から話しかけることに苦手意識があったのかも知れません。小学四年生の春、いつものように本を読んでいると、教室の中を走りまわる足音が聞こえました。鬼ごっこをするのなら外でやってほしいなあと思いつきながらその様子を見たら、その中の二人が近くまで逃げて来ました。「うっわ、最悪、あいつにさわっちゃったからエクスついたー!」「きったね!絶対俺につけんよ!」

エクス?と疑問に思っ教室を見たら、困ったような顔で笑った人を見えました。それからすぐにチャイムが鳴って授業が始まりました。しばらく経つと、菌やエクスなどの言葉がやむことにはありませんでした。その男子の子をA君とすると、A君に話しかけ、「A君エクス」というものがうっわ、他の人をタッチしてうっわがクラスで流行りました。菌扱いをすることができず、私はただ傍観者としてながめているだけ

でした。心の中では、助けられたい、でも話しかけられないのに何が出来るんだろう?とすごく葛藤がありました。

いつも通りの掃除の時間、私はA君と出席番号が近かったの、同じ場所での掃除でした。その日、担当が理科室で、A君はほうきを、私は雑巾で床の掃除をしていました。みんな友達と話しながら楽しそうにしていたのですが、私とA君は話す相手がいないので、もくもくと掃除していました。掃除中にもA君の悪口は聞こえてきて、自分のことではないのに胸が痛くなったのを覚えています。チャイムが鳴る五分前、そろそろ終わって教室に戻っておこうと思いましたが、バケツを持って廊下に出ました。私はかきかける係だったので、最後の人が出るまで外で待っていました。すると、「バケツ、持つよ。」

A君が声をかけてくれたのです。私が慌てて、「いいの?」

と返すと、全然いい、と返ってきました。優しいのだなと思っていると、A君は言いました。「嫌だよ、僕が触ったもの触るの、嫌だよね。」

私は口を開いたけど、何と答えたらいいのかかわからないまま首を横に振ることしかできませんでした。

した。少し笑ったA君の顔からは目をそらしてしまいました。そのことがきっかけとなり、私はA君と少しずつ話すようになりました。仮面ライダーが共通の話題となり、だんだん仲良くなりました。A君を菌扱いするのは続いていきました。

「嫌じゃないの?つらくない?」と聞くと、「嫌だったけど、一人話せる人がいるだけで今までよりはいいかな。」

と言われました。話しかけられるタイミングはたくさんあったのに、遠くから見ているだけになっていて、自分もつらくて苦しいことをしている側だったのかもしれない。今も今は助けられたのかな、と少しうれしくなりました。

話しかけるタイミング、表情、言葉など、すべてが難しいコミュニケーションでも、一度かばってみるだけで大きく変わると思います。なんで話しかけなかったんだ...と後悔しないために、怖がらないで話しかける精神を大切にしていこうと思います。もしも誰か、誰かの一言を待っている人がいるかもしれない。そんな人の「誰か」になりたいと思います。

よろしくねの一言は
みんながつながる まほうの言葉

ありがとうの一言は
きずなが深まる すてきな言葉

ごめんなさいの一言は
気持ちよくなる 良い言葉

だいじょうぶの一言は
みんなを気づかう やさしい言葉

みんながつながる 思いやり
人と人との大切なこと



第45回 人権尊重と部落解放をめざす市民のつどい

日時 2月11日(土) 13時30分～
場所 草津クリアホール
内容 人権作品表彰・講演会
講師 上川多実さん

詳細は、右のQRへ



人権作品 展示会のお知らせ

令和4年度の人権作品の入賞作品を展示します

期間 2月3日(金)～2月5日(日)
場所 草津市立図書館3階大会議室



相談日 ●月～土曜日(祝日・年末年始を除く) 人権相談 ご利用ください!

人権センターでは、人権に関する相談を受け付けています。人権にかかわる様々な悩みや困りごとをお聞きしてアドバイスを行っています。相談は無料です。お気軽にご相談ください。(※1回1時間以内・秘密は厳守いたします。)

区分	日時
人権擁護委員による相談	月曜日 午前9時～午後4時 (正午～午後1時を除く) 相談員 人権擁護委員
常設相談	火～土曜日 午前9時～午後4時 (正午～午後1時を除く) 相談員 人権相談員
弁護士による相談	原則として、毎月第4火曜日(事前予約が必要) 午後1時30分～午後4時30分 相談員 弁護士による相談

※各相談の日程は変更になる場合があります。

電話でもお受けします。〈相談専用電話〉
077-563-1660



ぴーぶるサポーターを募集しています!

市民との協働で「差別のない住みよいまちづくり」の推進のため、「ぴーぶるサポーター登録制度」を設置し、人権センターの各種事業にご協力いただける方を募集しています。

また、ぴーぶるサポーターの方の会議・学習会・研修会・相談等の活動の場として、「ぴーぶるルーム」(会議室)の提供をおこなっています。

詳細は人権センターまでお問合せください。



お互いを認め合い、尊重し合い、大切にされる社会を築くために

〒525-0032 滋賀県草津市大路二丁目1番35号
キラリエ草津3階

●TEL 啓発担当 077-563-1177
教育担当 077-563-1765
人権相談 077-563-1660

●FAX(センター共通) 077-563-7070

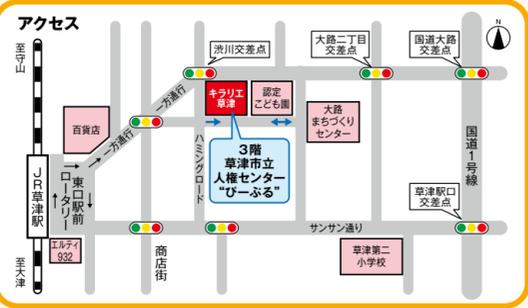
●E-mail jinkence@city.kusatsu.lg.jp

●開館時間 午前8時30分～午後5時15分

●休館日 日曜、祝日、年末・年始

●ホームページ
http://www.city.kusatsu.shiga.jp/shisei/sisetsuannai/jinken/jinkence/

草津市 人権センター 検索



草津市立人権センターだより



No.43

令和5(2023)年
1月15日 発行

ヤングケアラーって
知っていますか?

“ぴーぶる”は草津市立人権センターの愛称です。人と人が差別なく、同じ人間として交流できる場に…という願いが込められています。

「ヤングケアラー」って知っていますか？

高齢や心身の障害などのために、支援や見守り等が必要な家族に対して、日常にお世話している人を「ケアラー」と言います。

その中でも、法令上に定義はありませんが、一般に本来大人が担うべき家事や家族のお世話などを、お手伝いという範囲を超えて、日常的に行っている子どもを「ヤングケアラー」と言います。子ども自身がやりたいことができないほか、場合によっては心身の健やかな成長にも影響を及ぼしかねない状況や、教育の機会を失うなど、子どもの権利が守られていないケースもあり、社会問題となっています。

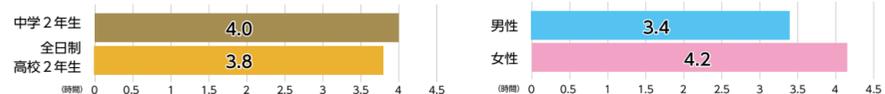
ヤングケアラーってなに？

- 日本語が得意でない家族や障害のある家族のために手続きや通訳などを行っている
- 障害や病気の家族の身の回りの世話をしている
- 家族に代わり幼いきょうだいの世話をしている
- 家族の洗濯や買い物などの家事をしている
- 目が離せない家族の見守りを行っている
- 家計を支えるためアルバイトなどをして働いている

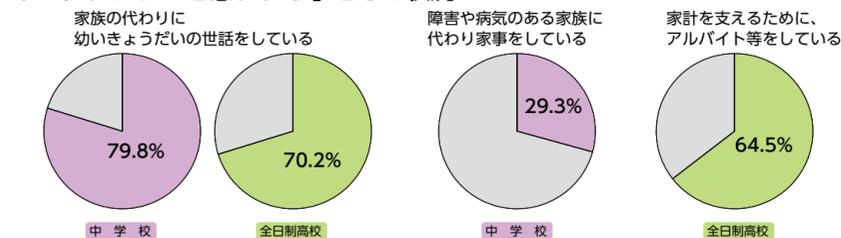
ヤングケアラーの実態

小学6年生の15人に1人、中学2年生の17人に1人にヤングケアラーがいると言われています。次のグラフは、そのような子どもたちの実態を表しています。(2020年度厚生労働省、文部科学省調査)

ヤングケアラーが平日1日あたり世話に費やす時間



ヤングケアラーと思われる子どもの状況



このような実態の中、世話をしている家族が「いる」と回答した中高生のうち、世話について誰にも相談したことの無い中高生は7~8割程度います。そのうち、世話について話を聞いてくれる人が「いない」と回答した中高生は、3~4割程度いるという現実があり、周りの誰かが声掛けしたり、手を差し伸べたりしていく必要があるといえます。

ヤングケアラーが抱える課題

子どもたちの生活や将来への影響は？

- 家族の世話を最優先するあまり、自分の思いを制限してしまう
- 家事や介助等のために自由時間がなくなり、生活や学校、友達との関係に悩む
- 付き添いやトイレ介助のために寝不足になる

ヤングケアラーやその家族には、「家族のことは家族内で解決することが当然」と思い込んでいることがあったり、周囲からの期待や「家族のためにえらいね」「家族思いだね」という評価に応えるためにお世話をしていたりすることもあります。また、保護者の育児放棄（ネグレクト）により、やむなく年長の子が幼いきょうだいの世話をしていることもあります。

過剰な負担がのしかかると、やがて身体的にも精神的にも追い込まれ、将来の希望も夢も持てなくなっていくおそれがあります。

現在は、核家族化・高齢化が進み、家族構成も大きく変化し、生活スタイルも多様化しています。家族への思いや家族内の役割も各家庭で違っていても当然です。

しかし、子ども・若者が息苦しさや、生きづらさを感じたり、教育を受ける機会を失ったりしてはなりません。子どもをはじめ家族一人ひとりがいきいきと暮らし、全ての人の人権が大切にされる社会の実現をめざしましょう。

草津市での相談窓口 子ども・若者総合相談窓口

草津市では、ヤングケアラーの認知度を高めるための啓発を行いながら、さまざまな悩みを抱える子どもや若者、その家族をサポートするための窓口を令和4年10月から開設しています。

「学校や社会になじめない」「家族のお世話で悩んでいる」「将来に不安を感じている」など、どこに相談したらいいのか分からない悩みを抱えていませんか。相談員と一緒に考えます。

対象者 草津市にお住まいの子ども・若者（おおむね39歳まで）とその家族
場所 草津市役所 さわやか保健センター2階 子ども家庭・若者課内
開所日 月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分（祝日、年末年始を除く）
連絡先 電話：077-561-0188
 ファクス：077-561-6780
 メール：kodomu@city.kusatsu.lg.jp



相談無料・秘密厳守



人権作品 最優秀作品

グループ作品の部



笠縫東小学校 4年4組

ポスターの部



玉川小学校 6年 手塚 愛結



常盤こども園 4歳児 吉村 友来



玉川中学校 3年 小野寺 由季



老上こども園 4歳児 石橋 依和



松原中学校 3年 村山 歌菜